○関東地方整備局告示第三百三十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年七月十二日　関東地方整備局長　森北　佳昭

一　施行者の名称　神奈川県

二　都市計画事業の種類及び名称　小田原都市計画道路事業三・三・二号穴部国府津線及び三・五・二号小田原山北線

三　事業施行期間　自平成二十五年七月十二日至平成三十五年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　神奈川県小田原市穴部字北久保及び外河原、飯田岡字泉、字壱町田、字三反所、字下河原及び字塚田、清水新田字塚之越及び字中河原、府川字河原並びに蓮正寺字大町、字金田、字豊岡、字中州及び字藤島地内

使用の部分　神奈川県小田原市飯田岡字壱町田及び字三反所並びに清水新田字塚之越及び字中河原地内

○中国地方整備局告示第百十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年七月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年七月十二日　中国地方整備局長　戸田　和彦

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　九号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
浜田市下府町三〇六番四から同市三隅町三隅七三番一まで	前	A 九・〇〇～一一・〇〇	二一・六九二	上記A・B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B 一三・六〇～二一・〇〇	六・七八六	
		C 二二・〇〇～三〇一・〇〇	一四・五〇〇	
	後	A 九・〇〇～一一・〇〇	二一・六九二	
		B 一三・六〇～二一・八〇	六・七八六	
		C 二二・〇〇～三〇一・〇〇	一四・五〇〇	

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局浜田河川国道事務所

○四国地方整備局告示第六十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年七月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年七月十二日　四国地方整備局長　川﨑　正彦

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　五十六号及び三百二十号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
宇和島市津島町岩松甲二二二九番から同市高串字屋敷田一番耕地一〇二四番二まで	前	A 六・八〇～七・四	一七・九二二	上記A・B・C及びDは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B・C・D 一〇・一四～二五九・〇五	一七・九二九	
	後	A 六・八〇～七・四	一七・九二一	
		B・C・D 一〇・一四～二五九・〇五	一七・九二九	

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局大洲河川国道事務所

国会事項

衆議院

報告書受領

七月四日国と地方の協議の場議長菅義偉から次の報告書を受領した。

国と地方の協議の場に関する法律第七条第一項の規定に基づく国と地方の協議の場（平成二十五年度第一回）における協議の概要に関する報告書

又七月九日内閣から次の報告書を受領した。

海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律第七条第三項の規定に基づく海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律に基づく海賊対処行動についての報告

人事異動

内閣

国家公安委員会委員長　古屋　圭司

モンゴル国大統領就任式典に参列する特派大使を命ずる

期間は平成二十五年七月二十四日までとする（七月八日）

（北米局長）外務事務官　冨田　浩司

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十五条による合同委員会日本政府代表を命ずる

日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定第二十条による合同会議日本政府代表を命ずる

（アジア大洋州局長）同　伊原　純一

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十五条による合同委員会日本政府代表を命ずる

日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定第二十条による合同会議日本政府代表を免ずる

（独立行政法人日本貿易振興機構展示事業部博覧会・渉外担当審議役）後藤　久典

二千十五年ミラノ国際博覧会に対する陳列区域日本政府代表を命ずる

総務事務次官　岡崎　浩巳

外務事務次官　齋木　昭隆

財務事務次官　木下　康司

経済産業事務次官　立岡　恒良

内閣官房副長官補　髙見澤將林

安全保障会議幹事に任命する（各通）

（横浜家庭裁判所判事補兼横浜地方裁判所判事補）判事補　木口　麻衣

簡易裁判所判事に兼ねて任命する（以上七月九日）

法務省

（東京地方検察庁検事）検事　深山　美弥

辞職を承認する

（東京区検察庁副検事）副検事　杉渕　聡

さいたま区検察庁副検事に配置換する

（同）同　阿部　茂

千葉区検察庁副検事に配置換する

（同）同　小野寺　豊

（同）同　山田　弘二

静岡区検察庁副検事に配置換する（各通）

（同）同　佐々木和也

甲府区検察庁副検事に配置換する

（同）同　小室　裕司

（同）同　下地頭所茂

大阪区検察庁副検事に配置換する（各通）

（同）同　新京　宏次

（同）同　廣瀬　功

京都区検察庁副検事に配置換する（各通）

（同）同　甲斐　公祥

神戸区検察庁副検事に配置換する

（同）同　波多野正行

（同）同　原口　昌孝

名古屋区検察庁副検事に配置換する（各通）

（同）同　萬田　浩史

津区検察庁副検事に配置換する